

店の相次ぐ進出により、本市の商業環境は大きく変化した状況を受け、今後の商工業振興を図るための方針を定め、市総合基本計画に位置付ける魅力ある商業の育成及び活力ある工業の育成の具現化を図る一方策として、施行した。目的は、商工業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、商工業の振興と調和のとれた地域社会の発展に寄与することとしている。

Q 新規出店者の方にどのように商工会への加入を促進しているのか。

A 市において宅地開発指導要綱に基づく開発行為及び建築行為の協議の中で、商工会の加入及び地域の核として地域貢献に協力いただくよう要望し、加入促進を図っている。

Q 振興条例第4条4項に、商店会は地域貢献に努めるよう定めているが、市は地域貢献についてどのように認識しているか。

A 単に買い物場であるだけでなく、地元経済を発展させる重要な商業的役割と機能のほかに、まちのにぎわいと交流の場でもあり、地域コミュニティの核といった役割や地域住民の安心安全な暮らしを支える防犯、防災の担い手、さらにはお祭りやイベントなどの娯楽や文化、情報の発信の場としての文化的な役割と機能も担っていただくと考えている。

Q 千葉県における事業者の地域貢献に関するガイドラインについて

A 店舗面積1万平方メートルを超える大規模小売店舗を特定大型店として定め、地域との連携推進、地域雇用の確保など地域貢献活動の概要を記載した地域貢献計画書または取り組み実績報告書を実際に事業を行うテナントと協議、または共同の上、県に提出。また、1万平方メートル以下の大規模小売店舗についても、立地する地域によってはきわめて大きな影響を与えることから、特定大型店に準じ、計画初頭の提出を積極的に検討することとしている。さらに県と大手小売業者の本社との間で地域振興、地域貢献に関する包括協定の締結も明記され、現在8社と協定が締結されているとのこと。

Q このガイドラインの鎌ヶ谷市における影響について

A 3店の大規模店舗については、県のガイドラインに基づき地域との連携推進、地域雇用の確保、地域防災への協力などを盛り込んだ地域貢献計画書、または取り組み実績報告書が提出され、さらにそれぞれの本社と県との間で地域振興、地域貢献に関する包括協定が締結されている。

※商店のほとんどが個人商店である鎌ヶ谷市にとっては、千葉県のガイドラインは現状に即していない面も多いと思われ、鎌ヶ谷市独自の地域貢献ガイドラインの検討を期待したい。また、商工業振興条例も時代や課題にあった改善が必要である。

## シンポジウム

### ●9月27日 「明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科シンポジウム」

松沢成文神奈川県知事、成澤廣修文京区長、ガバナンス研究科教授らパネリストによるパネルディスカッションは「公共の役割、民間の役割」をテーマに進められた。

「民間にできることは民間に」、「地方でできることは地方に」と小泉元首相が構造改革路線を進めてきなかで、自治体は指定管理者制度を導入し公共施設の運営を民間企業が行うようになった。しかし、民営化という流れの一方で、民営化に適さない分野があることも忘れてはならない。民営化の原則としてサービスの向上、民営化を自己目的としない、企業には倒産リスクがあることなどあるが、市場は優れたシステムであり、失敗すること

も想定し、公平な競争が行われるよう、監視しなければならない。  
今後、地方分権が進んでいく中で、必要性を勘案し、国、都道府県、市町村といった3つのカテゴリーの中で、無駄な二重行政をせず、分担し、効率性や効果が見える形で公共としての役割を全うしていく必要がある。



### 編集後記

9月議会が始まる前の8月に松沢たけひと市政報告会を開催させていただきました。多くの皆様がこの鎌ヶ谷市について考えてくださっていると感じました。これからも、市民の方が暮らしよかつたと思われる鎌ヶ谷市を目指します。さらに、鎌ヶ谷市について多くの皆様と懇談する機会を作っていきたいと思えます。今後ともご指導宜しくお願いたします。